

規制改革会議の運営方針（改定）

平成 19 年 1 月 31 日

5 月 11 日改定

規 制 改 革 会 議

1 . 基本方針

規制改革は、イノベーションの創造、地方の活力向上、オープンな社会の構築、再チャレンジ可能な社会実現の牽引力であり、簡素で効率的な政府に向けた行財政改革の重要な一翼を担うものである。

特にサービス産業・非製造業に於いては、官が自ら事業を行なっているか、民間部門に対する強固な規制制度により、極めて生産性が低くイノベーションも欠如している分野が多く、それゆえに極めて大きな国民のニーズが潜在する分野があり、規制改革によって成長力を生み出すことが期待できる重要戦略分野である。

当会議としては、これらの我が国が抱える重要課題の実現につながる事項に重点を置きつつ、果敢かつ迅速な改革の実現を図る。

その際、新たな規制改革事項の検討のみならず、既に政府方針が定められている等の事項が適切・確実に実行されるよう、監視・フォローアップの取組を強化し、規制改革における P D C A サイクルを確立する。

また、重要課題解決の障害要因となっている規制については旧来の発想にとらわれず撤廃・緩和を果敢に進めるとともに、国民の権利の保護、市場への信頼性の確保等の観点から真に必要なルールやチェック体制等については整備を推進するといった「規制改革」の原点に立ち返った一層深みのある議論を行う。

会議としては、19～20 年度において、これらの観点から精力的に調査審議を進めるとともに、会議の最終年度においては 2 年間のレビューを行い、成果が不十分な分野・課題に重点的に取り組む。

2. 検討体制等

(1) 運営委員会について

会議の円滑な運営を図るため、会議の運営方針に関する重要事項について検討を行う「運営委員会」を設置する。

同委員会は、議長、議長代理及び議長の指名する委員で構成する。

(2) ワーキング・グループ等について

会議の主要検討課題について掘り下げた審議を行うため、検討課題に即したワーキング・グループ等を設置する。

各ワーキング・グループ等においては、検討課題に関し知見を有する専門委員の参画を得つつ調査審議を進める。

(3) 重点検討課題への取組について

重点検討課題について会議をあげて取り組むため、議長を長とし全委員で構成する「重点事項推進委員会」を設置し審議を行う。同委員会には各ワーキング・グループの専門委員も検討テーマに応じて参加する。

(4) 審議の公開、透明性の確保

当会議における審議に当たっては、審議過程の公開・透明性の確保に努めることとし、ワーキング・グループにおいて関係省庁からヒアリングを行う場合等、その議事録及び配布資料等は原則公開とする。

(5) 規制改革の広報、国民のニーズの把握等

規制改革を幅広い国民運動とするため、これまでの成果や、改革の現状・障害要因等についても、インターネットの活用や報道等を通じて、積極的な広報活動を行う。また、様々な立場の意見の聴取、アンケート、現地調査等の手法により国民のニーズ等を的確に把握しつつ議論を進める。

3. 検討課題

当面、以下の分野の規制改革について集中的な調査・審議を行うこととする。

横断的分野

- (1)横断的制度改革見直し（規制の横断的評価・周期的な見直し等）
- (2)国・地方の財政健全化に資する官業改革

重要検討分野

次のような政策課題を重視し、サービス産業・非製造業の生産性向上に資する課題等を特に念頭に置きつつ取り組む。

- (1)イノベーション促進・生産性向上
- (2)オープンな経済社会の構築
- (3)質の高い国民生活の実現
- (4)地方の活力向上
- (5)再チャレンジ可能な社会の実現

4. 当面のスケジュール

- | | |
|-------------|--|
| 2月 | ・運営委員会、各ワーキング・グループの設置
・会議の主要検討課題の設定 |
| 3月～4月 | ・各ワーキング・グループを中心に調査審議 |
| 4月下旬頃 | ・主要検討課題についての論点整理 |
| 5月下旬頃 | ・規制改革会議答申取りまとめ |
| 5月下旬
～6月 | ・新3か年計画閣議決定 |